

法人名 社会医療法人財団 大和会
所在地 東京都東大和市南街一丁目13番地の12

医療法人番号 3

貸 借 対 照 表
(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	5,180,693	I 流 動 負 債	3,400,968
現金及び預金	2,213,376	買掛金	846,214
事業未収金	2,803,157	短期借入金	756,249
たな卸資産	124,589	未払金	1,234,721
短期貸付金	5,011	未払費用	56,583
前払費用	26,866	未払法人税等	14,030
その他の流動資産	13,726	前受金	700
貸倒引当金	△ 6,033	預り金	88,570
II 固 定 資 産	6,307,233	仮受金	1,235
1 有 形 固 定 資 産	6,014,532	賞与引当金	377,853
建築物	4,094,691	リース負債	5,974
構築物	23,541	未払消費税等	18,835
医療用器械備品	879,199		
その他の器械備品	141,339	II 固 定 負 債	4,920,705
車両運搬具	5,402	長期借入金	1,919,832
土地	583,170	退職給付引当金	2,840,561
リース資産	8,887	役員退職給付引当金	156,227
建設仮勘定	278,300	長期リース負債	4,085
2 無 形 固 定 資 産	226,828		
ソフトウェア	222,339		
電話加入権	4,488	負債合計	8,321,673
3 その他の資産	65,872	純資産の部	
敷金	9,978	科 目	金 額
預け保証金	1,600	I 積 立 金	3,166,253
保険積立金	8,368	設立等積立金	515,715
繰延税金資産	21,584	繰越利益積立金	2,650,538
その他の固定資産	24,342		
		純資産合計	3,166,253
資産合計	11,487,927	負債・純資産合計	11,487,927

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人財団 大和会
所在地 東京都東大和市南街一丁目13番地の12

医療法人番号 3

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		16,224,804
2 事業費用		
(1)事業費	17,093,894	
(2)本部費		17,093,894
本来業務事業損失		869,090
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		439,231
2 事業費用		422,789
附帯業務事業利益		16,442
事業損失		852,648
II 事業外収益		
受取利息	462	
その他の事業外収益	300,544	301,006
III 事業外費用		
支払利息	26,049	
その他の事業外費用	70,503	96,552
経常損失		648,193
IV 特別利益		
固定資産売却益	315	
前期修正益	230	545
V 特別損失		
固定資産除却損	3,445	
前期損益修正損	5,685	
その他の特別損失	244	9,374
税引前当期純損失		657,022
法人税・住民税及び事業税	14,030	
法人税等調整額	△ 1,672	12,358
当期純損失		669,380

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しております

2. 固定資産の減価償却の方法

1 有形固定資産

定率法を採用しています。但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 39 年～47 年

建物附属設備 6 年～20 年

構築物 10 年～20 年

医療用器械備品 2 年～ 15 年

その他の器械備品 2 年～20 年

車両運搬具 2 年～ 6 年

2 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 リース資産 リース期間定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込み額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異は、各会計年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌会計年度から費用処理しております。

役員退職給付引当金 役員に対して将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

5. その他貸借対照表等作成の基本となる事項
有形固定資産の減価償却累計額 14,861,245 千円
6. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
該当なし
7. 担保に供されている資産に関する事項
- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 担保に供されている資産 | |
| 土地 | 340,948 千円 |
| 建物 | 2,704,868 千円 |
| 2. 担保に係わる債務 | |
| 短期借入金 | 234,460 千円 |
| 長期借入金 | 1,331,625 千円 |
8. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1. 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引の未経過リース料 | |
| 車両運搬具 | 23,952 千円 |
| 医療用器械備品 | 174 千円 |

2. 退職給付に関する注記

(採用している退職給付制度の概要)

職員の退職給付に備えるため、確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

(確定給付制度における退職給付債務及びその内訳)

(1) 退職給付債務	2,852,817 千円
(2) 年金資産	千円
(3) 未認識退職給付債務 (1) + (2)	2,852,817 千円
(4) 未認識数理計算上の差異	△12,256 千円
(5) 未認識過去勤務費用	千円
(6) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5)	2,840,561 千円
(7) 退職給付引当金	2,840,561 千円

(確定拠出年金制度)

確定拠出年金制度への要拠出額は 74,382 千円です。

3. 補助金等の会計処理及び内訳並びに交付者、損益計算書への影響額

補助金等については、以下の通り、事業収益に計上しております。

内訳：公的病院等運営費補助金	交付者：武蔵村山市	53,194 千円
内訳：救急医療体制整備事業補助金	交付者：東大和市	33,556 千円
内訳：病院勤務者環境改善事業補助金		
	交付者：東京都	11,515 千円
内訳：東京都感染症診療協力医療機関設備整備費補助金		
	交付者：東京都	7,150 千円
内訳：臨床研修費等補助金	交付者：東京都	8,549 千円
内訳：医療機関物価高騰緊急対策支援金		
	交付者：東京都	14,006 千円
内訳：医師勤務環境改善事業補助金		
	交付者：東京都	8,355 千円
内訳：協定締結医療機関設備整備補助金		
	交付者：東京都	5,280 千円
内訳：休日全夜間診療事業設備整備補助金		
	交付者：東京都	18,928 千円
内訳：救急患者受入緊急強化謝金	交付者：東京都	6,450 千円

4. 税効果会計関係

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する会計年度より防衛特別法人税が新設されることとなり、長期一時差異に係る法定実効税率が変更となりました。

それに伴い、令和8年4月1日以後開始する会計年度において解消が見込まれる長期一時差異(退職給付引当金128,496千円)に係る繰延税金資産を修正しました。修正額513千円(税率差0.4%×128,496千円)は法人税等調整額に計上しています。